

◎新潟県告示第313号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県新発田地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年3月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（農地環境整備事業 須巻地区 確定測量）
- 2 作業期間 令和2年10月19日から令和3年3月3日まで
- 3 作業地域 胎内市須巻 地内